（三）医療機器の場合

（略）

備　考

1・2　（略）

3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（四）外国製造医療機器の場合

（略）

備　考

1・2　（略）

3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（五）再生医療等製品の場合

（略）

備　考

1・2　（略）

3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（六）外国製造再生医療等製品の場合

（略）

備　考

1・2　（略）

3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第八十四号（第百七十七条の七、第百八十三条の九、第百八十四条の八関係）

（一）医薬品の場合

（略）

備　考

1・2　（略）

3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（二）外国製造医薬品の場合

（略）

備　考

1・2　（略）

3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（三）医療機器の場合

（略）

備　考

1・2　（略）

3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（三）医療機器の場合

（略）

備　考

1・2　（略）

（新設）

（四）外国製造医療機器の場合

（略）

備　考

1・2　（略）

（新設）

（五）再生医療等製品の場合

（略）

備　考

1・2　（略）

（新設）

（六）外国製造再生医療等製品の場合

（略）

備　考

1・2　（略）

（新設）

様式第八十四号（第百七十七条の七、第百八十三条の九、第百八十四条の八関係）

（一）医薬品の場合

（略）

備　考

1・2　（略）

（新設）

（二）外国製造医薬品の場合

（略）

備　考

1・2　（略）

（新設）

（三）医療機器の場合

（略）

備　考

1・2　（略）

（新設）